

有効期間満了日 令和9年3月31日  
熊人安第125号  
令和3年9月2日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）

見出しのことについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（令和3年1月22日付け熊生企第52号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、「位置情報無承諾取得等」を新たに規制することを内容とするストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年5月26日法律第45号）が令和3年8月26日に施行されたことに伴い、別添「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（令和3年8月26日付け警察庁丙生企発第87号ほか。以下「警察庁通達」という。）に基づき運用することとした。

警察庁通達では、「第15ストーカー規制法の活用」において、前記「位置情報無承諾取得等」を追加する等の改正がなされたものであり、警察における配偶者からの暴力事案への対応の基本的考え方等に変更はないので、運用に遺憾のないようにされたい。

なお、警察庁通達の別添2に定める部内処理用書面の記載事項については、相談等カード等への記録化、「ストーカー・DV事案等管理システム」及び「児童虐待事案管理システム」への入力により、引き続き把握・管理することとするので、誤りのないようにされたい。また、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。